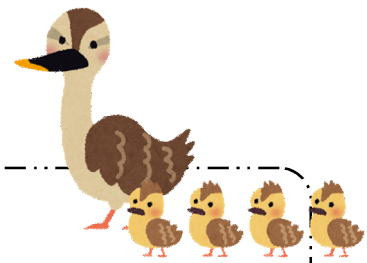


母子・父子家庭医療福祉費支給制度（マル福）について



マル福とは、茨城県の制度で、保険適用分の医療費に対して助成を行うものです。保険適用外の費用（予防接種や薬の容器代等）については助成できませんのでご注意ください。

マル福制度には、所得制限（裏面表参照）があります。所得の判定を行い、所得制限内である場合はマル福制度該当となります。

1. 対象者

東海村に住所があり、各健康保険に加入している方で、所得制限額に満たない、以下の～のいずれかに該当する方。

離婚、死別などにより配偶者のない方で、18歳未満の子を監護している方及びその子

離婚、死別などにより配偶者のない方で、20歳未満の障がい児または高校在学者を監護している方及びその子
18歳未満の子がいる方で、配偶者が重度心身障がい者である方とその子

ひとり親家庭のお子さまは、小学生までは小児マル福が優先で、中学生からはひとり親家庭マル福が適用になります。

ひとり親家庭マル福が所得制限により非該当になる中学生以上のお子さまについては、小児マル福の所得制限額で再度判定を行い、裏面表の金額以上の所得がある場合は、東海村独自の医療福祉費制度（マル特）に該当となります。自己負担金分の助成については、変更はありません。

2. 助成が受けられる期間

毎年7月1日から翌年の6月30日まで1年更新で、末のお子さまが18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。

3. 申請に必要なもの

健康保険証 印鑑（シャチハタ不可） 口座番号のわかるもの（通帳やキャッシュカード）

窓口来庁者の写真つきの身分証明書

（県外からの転入の場合）課税証明書（所得金額・扶養人数が確認できるもの）

（県内からの転入の場合）医療福祉費受給者証交付状況証明書

なお、未申告等により、所得が確認できない場合は医療福祉制度の助成は受けられません。

4. 更新について

毎年6月末に更新があります。所得不明の方を除く受給者全員に、新しい医療福祉費受給者証（以下、「受給者証」）をご自宅へ郵送します。

健康保険証に変更があった場合や、住所や氏名に変更があった場合は役場窓口への手続きが必要です。

所得不明の方については、別途通知します。

5. 医療機関にかかる場合

< 茨城県内の病院等の場合 >

「健康保険証」・「受給者証」を提示します。

< 茨城県外の病院等の場合 >

茨城県外の病院等で診察を受ける場合は、「受給者証」は使用できません。

医療機関窓口では「健康保険証」を提示し、自己負担金をお支払いください。後日、役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

6. 自己負担金について

外来の場合... 1つの医療機関で1日につき600円までが負担の上限になります。
月2日 1,200円が上限になります。3日目からは無料になります。
(薬局には一部負担金はありません。)
入院の場合... 1つの医療機関で1日3000円, 月3,000円が上限になります。

7. 自己負担金の助成について

東海村では独自の制度で、窓口で支払った外来自己負担金も助成しております。
マル福を使用して外来で支払った自己負担金がぴったり600円の場合には、病院を受診した月から数えて、おおむね3~4ヶ月後に指定された口座へ自動的に振込まれます。
毎月30日振込み、休日の場合は前日振込みとなります。(金額や振込日の通知はしませんので、通帳記帳によりご確認ください。)

8. その他~こんなときは役場での手続きが必要です!

健康保険証が変わった

健康保険証の保険者番号・記号・番号に変更があると、医療機関では使用できません。「健康保険証」・「受給者証」・「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

受給者証を紛失してしまった

「健康保険証」等、氏名が分かるものと「印鑑(シャチハタ不可)」を持参し、役場窓口までお越しください。

転出することになった

<茨城県内への転出の場合>

- ・転入先で引き続きマル福制度を受けることができます。ただし、東海村で発行する受給者証は、転出日の前日で利用できなくなりますので、役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。
- ・転出の際、役場窓口にお越しいただき、「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け、転出先のマル福の担当へ提出してください。

<茨城県外への転出の場合>

- ・マル福制度は転出日の前日までで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか、ご自宅で裁断し、破棄してください。転出後、東海村の受給者証をご使用になった場合は、返金していただくこととなりますのでご注意ください

表 「所得制限額」

合計扶養親族数	母子家庭の母子	小児の父母
	父子家庭の父子	妊産婦又はその配偶者
0人	301万6,000円	622万円
1人	339万6,000円	660万円
2人	377万6,000円	698万円
3人	415万6,000円	736万円
4人	453万6,000円	774万円
5人	491万6,000円	812万円
扶養義務者	1,000万円	1,000万円

(注) 扶養親族等につき、38万円加算(当該扶養親族が、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人の場合は44万円加算)

ひとり親家庭の父母は、所得が裏面表の金額以上の場合は、医療費の助成を受けることができません。

申請をすると医療費がもどります

下記の場合は、領収書による医療費の払い戻し申請が必要です

入院をしたとき

払い戻される医療費：入院自己負担金... 1日300円，上限...月3,000円，食事療養標準負担額

県外で医療機関にかかったとき

払い戻される医療費：自己負担金（2割・3割の医療費）

医師の指示により，補装具，弱視用のメガネ等を作成したとき

医師の指示により，補装具，メガネ等を作った場合，お使いの健康保険証の発行元（以下，保険者）で保険の適用を申請し認定されれば，保険者負担分（医療費の7割・8割）の医療費の払い戻しが受けられます。自己負担分（医療費の2割・3割）は，役場への申請により払い戻されます。

まず，必要書類（領収書・医師の証明書など）を揃え保険者へ申請し，「保険者からの返還金額を確認できる書類」（支給決定通知など）と，「保険者へ申請した書類の写し」を添えて役場へ申請してください。

限度額がありますので，全額支給されるとは限りません。

外来の診療で600円未満しか医療機関へ支払わなかったとき

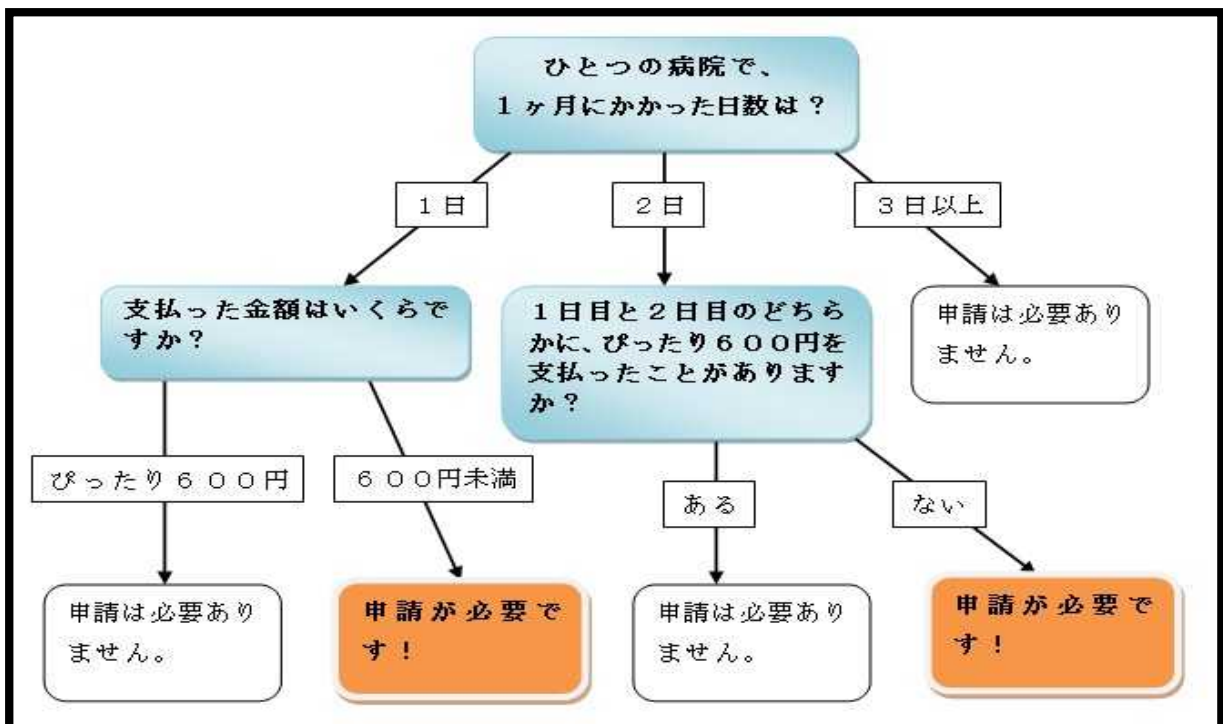
申請をしなくても自動的に口座へ振込まれるものもありますので，下記図1をご確認ください。

月に3日以上，同じ医療機関を受診するときは，医療機関への支払いが無料となるため，領収書が発行されない場合があります。その場合，申請は必要ありません。

「ぴったり600円」の場合でも， $\text{保険点数} \times \text{自己負担割合}（2割又は3割）$ の計算された金額が，四捨五入して600円になる場合は，「600円未満」と判定されてしまうことがあります。

（例）保険点数 199点 \times 3割 = 597円 四捨五入 600円の場合，判定が「600円未満」

（図1）



申請に必要なもの

受給者証

領収書の原本（日付・受診者名・保険点数等の分かるもの）

印鑑（シャチハタ不可）

領収書は原則、原本を添付してください。

医療費控除等のために手元に残しておきたい場合は、必ず原本とコピーをお持ちください。

申請書へコピーを添付し、原本に医療費請求済みの印鑑を押してお返しします。

領収書のコピーは、必ず各自でご用意願います。役場1階売店前にも複写機（有料）がございます。

高額な医療費を支払った場合は、保険者に**高額医療費・附加給付金の申請**をした後、「払い戻しされる金額が確認できる書類」（支給決定通知など）と「領収書」を持参してください。役場からは、保険者から支給された高額医療費・附加給付金を差し引いた金額をお振り込みします。

診療月の翌月以降に申請をお願いします

払い戻しの申請の際に記入していただく申請書は、必ず1ヵ月分の領収書につき申請書を1枚記入していただきます。領収証は受給者ごとに区分けし、ひと月分にまとめた状態で持参してください。診療月から5年以内は申請が可能です。 【例】4月診療分→5月以降に申請

こんなときは、制度が使用できない場合があります

学校（園）等の管理下におけるけがで医療機関を受診する場合

保育所・幼稚園・こども園・小中学校・高等学校等の管理下における災害（負傷等）が原因で医療機関にかかる場合は、受給者証は提示せず、健康保険証のみを提示し受診してください。学校等で加入する『災害共済給付制度』が優先されるため、マル福・マル特制度の対象とはなりません。後日、学校等を通じて「(独)日本スポーツ振興センター」へ請求を行い、給付金の支給を受けてください。詳細については、お子さまが通う学校等にお問い合わせください。

マル福・マル特制度と併用した場合は、村へ医療費の返還をしていただく場合があります。

共済給付金の一例

医療費総額が8,000円で、健康保険証を提示し自己負担分2,400円（8,000円×3/10）を支払った場合

医療費総額（10割分） × 災害共済給付率 = 給付金【1】

8,000 × 4/10 = 3,200円

実際の支払い2,400円に対し、見舞金として1割分多く支給されます。

交通事故などの第三者によるけがの治療で医療機関を受診する場合

第三者によるけがや病気で医療機関を受診する場合は、まず、保険者へ健康保険証が使用できるかを確認してください。健康保険証が使用できる場合は、受給者証も使用することができます。その際は必ず役場へ連絡してください。

問い合わせ

東海村役場 福祉部 住民課 保険年金担当
（役場行政棟1階1番 医療福祉の窓口）
029-282-1711（内線1134・1135）